



マイシティライフ 213号

平成25年5月15日発行
(年2回発行)

5月は『消費者月間』です！

平成25年度 消費者月間 統一テーマ

「学ぶことから始めよう ～自立した消費者に向けて～」

消費者保護法（現在の消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行され、その20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と定めることとされました。

今年度のテーマ「学ぶことから始めよう～自立した消費者に向けて～」は、消費者の皆様に、まずは自ら学ぶことから始めてほしいとの願いをこめて定められたものです。

京都市では、市民の皆様が、消費生活に関する知識を自ら進んで修得していただけるよう、また、自分だけでなく、周りの人や将来生まれる人、社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」※の実現に向けて、年齢階層等に応じた学習機会の提供や情報の発信に取り組んでいます。

※ 昨年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律でうたわれています。



消費生活川柳

今号の

押し買いに 時代変われし 身につまされ (左京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住または通勤・通学の方（中学生以下を除く）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3000円分を進呈します。

回覧して ください。										
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京 都 市